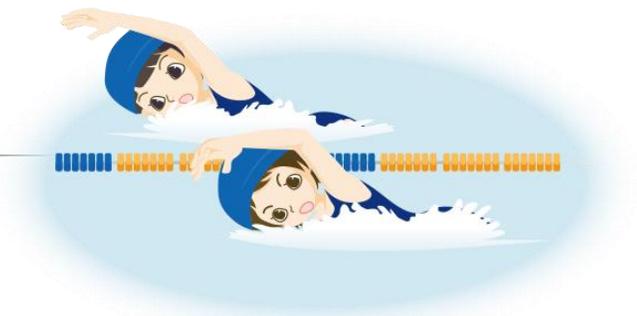




令和6年度 スポーツ施設等 安全管理講習会



令和6年5月20日(月)～31日(金)オンデマンド研修
徳島県教育委員会体育健康安全課



令和5年度水泳重大事故

・事故の概要

小学1年の男児がロープにうつぶせで覆いかぶさり、顔が水につかった状態で別の子供が発見し、引率者が救助。

意識不明の状態でドクターヘリで緊急搬送されるも、2時間後に死亡が確認された。

プール監視の事故と歴史 2023年(令和5年)プール事故事例の一覧



- ・プールの概要及び状況
水深最大で130cm
発見場所の水深120cm
学童クラブの子ども45人

- ・監視体制

引率者4人（内2名がプールサイドで監視。
2名がプール内で子どもと遊んでいた。）



検証委員会の報告書

学童クラブはプール活動の実施までに参加する**児童の泳ぐ力を把握**していなかったり、**事故が起きた際の指揮命令系統が明確**になっていなかったりするなど、**危機管理や安全配慮の意識が希薄**だった。

プール監視の事故と歴史 2023年(令和5年)プール事故事例の一覧



県内の事故

- 小学校では、休み時間の事故が多い
- 特に**鉄棒**での事故が多い
- 中・高等学校では、**体育の授業や運動部活動**での事故が多い



指導者として

- 授業・スポーツ活動開始前に、施設の**安全性を点検**することが求められる。
- 危険な箇所があれば速やかに施設管理者（管理職等）に改善を求める。
- 安全性が確認できなければ、**中止や場所の変更等の対応**をする。



もし、事故が起こったら・・・

- 子どもの「いける」を鵜呑みにしない
- 養護教諭・管理職等 複数教員で対応
- 首から上の部分の事故は
最悪を想定して最善を尽くす



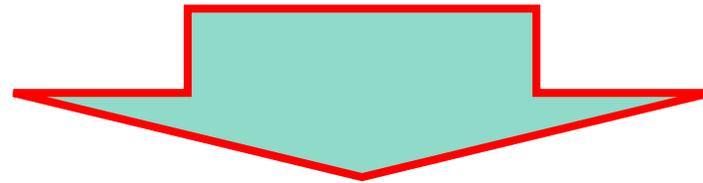
スポーツ庁通知資料 確認

- ①【通知】水泳等の事故防止について
- ②別紙 学校における児童生徒に対する水泳指導について
- ③別添1 事故統計(警視庁)
- ④別添2 水泳事故見舞金支給件数
- ⑤別添3 プールの安全標準指針(平成19年)



スポーツ庁からの通知文

事故の状況や統計的な数字
留意点・参考資料



現場で周知を！



ホス 第 267 号
令和 6 年 4 月 30 日

各都道府県教育委員会教育長
各指定都市教育委員会教育長
各都道府県知事
各指定都市市長
対馬学校を置く各国立大学法入学長 殿
各国公立高等専門学校長
独立行政法人国立高等専門学校機構理事長
構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の認定を
受けた各地方公共団体の長

スポーツ庁次長
殿 具 殿

水泳等の事故防止について(通知)

水泳等の事故防止について (通知)

標記については、例年関係方面の御協力をいただいているところですが、海や河川に
おける水難事故及びプールでの水泳事故等により依然として多くの犠牲者が出ております(別
添 1、2 参照)。

ついでに、今夏における水泳等の事故防止のため、関係機関・団体と密接な協力の下、下記
事項及び「プールの安全確保指針」(平成 19 年 8 月文部科学省・国土交通省決定)(別添 3)
を参考として、地域の実情に即した適切な措置を徹底するとともに、衛生管理等についても十分
御配慮願います。

また、プールの利用が増加する夏季を前に、所管のプールの施設・設備について、安全点検
及び確認を徹底していただきますようお願いいたします。仮に、施設・設備に不備があることが判
明した場合には、安全確保のための措置が講じられるまでの間は、当該プールの使用を中止す
るようお願いいたします。

これらの事故防止のための安全確保が図られるよう、都道府県・指定都市及び都道府県教育
委員会におかれては、関連する部局・課に周知の上、必要に応じて連携するとともに、都道府
県及び都道府県教育委員会におかれては、市区町村及び市区町村教育委員会に周知する際に、
当該町村の関連各課にも周知を徹底するようお願いいたします。

なお、学校における対応については、上記対応に併せて、別添「学校における児童生徒等
に対する水泳指導等について」にも留意願います。このことについて、都道府県・指定都市教育
委員会教育長におかれては、所管の学校及び市区町村教育委員会に対して、都道府県知事にお
かれては、所管の学校法人及び学校設置会社に対して、株式会社立学校を認定した地方公共団
体の長におかれては、認可した学校に対して周知されるようお願いいたします。



記

1. プールの施設面、管理・運営面について

- (1) プールの利用期間前に、排（環）水口の蓋の設置の有無を確認し、蓋がない場合及び固定されていない場合は、早急にネジ・ボルト等で固定するなどの改善を図るほか、排（環）水口の吸い込み防止金具についても丈夫な格子金具とするなどの措置をし、いたずらなどで簡単に取り外しができない構造とすること。また、屋内プールにあっては、吊り天井の脱落防止のための点検を行う等の安全対策を講ずること。



(2) プールを安全に利用できるよう、救命具の設置や、プールサイド等での事故防止対策を行うとともに、適切かつ円滑な安全管理を行うための管理体制を整えること。

監視員については、プール全体がくまなく監視できるよう十分な数を配置し、救護員についても、緊急時に速やかな対応が可能となる数を確保すること。

【参考】スポーツ庁「学校における水泳事故防止必携〔2018年改訂版〕」

https://www.jpnsport.go.jp/anzen/Portals/0/anzen/anzen_school/suiei2018/suiei2018_0.pdf

消費者庁「幼稚園等のプール活動・水遊びでの溺れ事故を防ぐために」

https://www.caa.go.jp/policies/council/csic/teaching_material/



(3) プール施設の管理は利用者の命を守る重要な任務であることを踏まえ、安全管理に携わる全ての従事者に対し、プールの構造設備及び維持管理、事故防止対策、事故発生等緊急時の措置と救護等に関し、就業前に十分な教育及び訓練を行うこと。

また、使用期間中に新たに雇用した従事者に対しても、就業前に同様の教育、訓練を行うこと。



2. その他の留意事項について

- (1) 集団で水泳を行う場合には、引率者や指導者の責任分担を明確にして、指導・監督が周知される
ようにすること。また、班の編成に当たっては、引率者の指導・監督が全員に行き届く程度の人数
に編成すること。



(2) 海、河川、用水路、湖沼池、プールなどの水難事故発生のおそれのある場所については、必要に応じて防護柵、蓋、危険表示の掲示板や標識の整備、監視員の配備、巡回指導の周知など、市町村、警察署、消防署、海上保安部署、保健所等との協力により点検等を行い、事故防止のため万全の安全確保措置を講ずること。

なお、幼児の水難事故も多く発生しているので、前記の事故防止措置については、幼児の行動にも配慮した万全のものとするとともに、保護者が監督を怠ることがないように、広報等によってこの趣旨の周知を図ること。



(別紙)学校における児童生徒に対する水泳指導等について

学校における児童生徒等に対する水泳指導等について

09/09

1. 学校における水泳指導に際しては、児童生徒の安全管理、安全指導を徹底すること。その際、以下の資料等も参考とすること。

- ① 「学校における水泳事故防止必読（2019年改訂版）」
（平成30年3月独立行政法人日本スポーツ振興センター）
https://www.jnsport.go.jp/assets/Partials/0/annex/school/main/2019/saic12018_0.pdf
- ② 「水泳指導の手引」（3訂版）
（平成26年3月文部科学省）
https://www.sai.go.jp/s_nema/sports/jyu_jisun/1345388_hin
- ③ 「学校における体育活動中の事故防止のための実践資料」
（平成26年3月文部科学省）
<https://www.youtube.com/watch?v=0-fp4ia-068&list=PLGpGpG721nb6ZaFl1ZpdmkhUQZaPmX>
- ④ 「水泳の事故防止〜プールへの飛び込み事故を中心に〜」
（平成28年3月独立行政法人日本スポーツ振興センター）
<https://www.youtube.com/watch?v=MyY78aNoT8k>

(1) 飛び込みによるスタート時は、深く入水し、水底に頭部を打ちつけて死亡に至る等の重大事故が起きている中、事故防止の観点からも、学習指導要領及び指導要領に資する「小・中学校及び高等学校入学年次の授業では、飛び込みによるスタート指導は行わず、水中からのスタートを指導すること」、「高等学校の入学年次の次の年次以降において、原則として水中からのスタートを取り扱うこと」としており、各学校においては、学習指導要領を踏まえ、安全面に十分配慮した指導を行うこと。

なお、高等学校学習指導要領において「入学年次の次の年次以降は、安全に十分に配慮した上で、学校や生徒の実態に応じて段階的な指導を行うことができること」としていることから、高等学校の入学年次の学年以降及び水泳部の指導で飛び込みによるスタートを行う際は、飛び込みによるスタートが安全に行えるプールであること、安全に指導できる教員又は外部指導者が立会い、直接指導すること、生徒の体力や技術の進捗を踏まえ段階的な指導を行うことといった適切な安全対策を確実に講ずること。その際、独立行政法人日本水泳連盟が策定した「スタートの段階指導」とし「プール水泳とスタート台の向きに関するガイドライン」（https://swim.or.jp/assets/files/pdf/pages/about/index/v_02_2.pdf）も参考に、安全な指導を行うこと。



【参考：危険なスタート】

動画「スタートの誤り指導」



「学校体育安全指導要領 第4集 水泳の指導の手引き（3訂版）」
（平成26年3月文部科学省）抜粋

(2) プールが浅く使用する浮島は、学習指導要領において使用を想定していないが、浮島の下に児童生徒が覆われると、大きい浮島に覆われて水面に上がれなくなる可能性があるため、浮島を使用する場合は、「消費者安全法第20条第1項の規定に基づく事故等関係調査報告書（水上設備等による溺水事故）」（https://www.esa.go.jp/policies/council/asia/report/report_018/assets/report_018_200610_0002.pdf）を参考に、浮島等の十分な注意を払うとともに、児童生徒の安全を確保できない場合に、浮島の使用は控えること。

(3) 監視体制が十分でなかったことを要因として児童が死亡した事例、一定の技量を身に付いている児童生徒がスタート時の重大事故に遭った事例、入水の際、無理な起りえや必要以上に浮島を振り回し転んだことなどによる重大事故事例も報告されているので十分注意すること。
特に小学高学年においては、水に十分に慣れていない児童もいることから、安全な水泳の授業が行われるよう、十分な指導及び指導体制の確保と緊急時への備えが図られるようにすること。

【令和5年度の県営共済村の重大事故の例】

学校種	授業・部活動の別	事故の状況
高	体育的部活動	水泳部の朝練習に参加した後、夏衣中で着替いを済ませて退出する際に、足元を滑らせて転倒した。その時、上っ手に右手首を怪しめた。痛みはあったが腫れがひどいわけではなかったため、早朝や昼も練習を続けていた。数か月様子を見ていたが痛みが引かなかったので受診したところ骨折と診断した。

【令和4年度の県営共済村の重大事故の例】

高	学校行事	水泳大会中、ウォーミングアップの際に、水深1m.10cmのサブプールに脱臼に飛び込み、プールの底に頭を打ち、頭を痛めた。
---	------	--

2. 児童生徒の水泳事故が特に学校の夏季休業に入った直後に発生する傾向にあるので、学校においては、体の調子を崩しやすいプールなどの水泳場での練習再開を控えて泳ぐなどといった水泳の事故防止に関する心得を十分指導し、PTAなどを通じて家庭にも指導の趣旨を周知するよう配慮すること。その際、以下の資料等も参考とすること。

- ① e-learningコンテンツ「守ろう!いのち 学び合おう!水泳の安全」
（公益財団法人日本ライフセービング協会）
<https://elearning.jla-lifeguard.or.jp/>
- ② 小中学生向け水泳防止デジタル教材「水泳の安全学習アプリ」
（公益財団法人JSC&C財団）
<https://mjngps-gazou.jp/>

3. 児童生徒が個人やグループで水泳や水泳場に向かるときには、必ず指導者や水泳の熟練者を同行するよう指導するとともに、事前に行き先、帰りの予定日時、同行者等を家族に知らせること。

4. 児童生徒の発達段階に応じて、海水浴・水泳等に関する事故の危険を予見し、自ら回避できるよう学校、家庭、地域において定期的に指導するなど安全指導の充実を図ること。

5. 指導要領については、本通知のほか、「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン【事故防止のための取組み】」（平成28年3月 https://www.esa.go.jp/policies/child_safety/efforts/guideline）や、教育・保育施設等におけるプール活用・水泳場に関する実施要領（平成30年4月24日 消費者安全委員会 https://www.esa.go.jp/policies/council/asia/report/report_003/pdf/report_003_180424_0031.pdf）も併読し、一層の安全対策に取組むこと。



(1) 飛び込みによるスタート時に、深く入水し、水底に頭部を打ちつけて死亡に至る等の重大事故が起きている中、事故防止の観点からも、学習指導要領及び同解説においては、「小・中学校及び高等学校入学年次の授業では、飛び込みによるスタート指導は行わず、水中からのスタートを指導すること」、「高等学校の入学年次の次の年次以降においても、原則として水中からのスタートを取り扱うこと」としており、各学校においては、学習指導要領を踏まえ、安全面に十分に配慮した指導を行うこと。



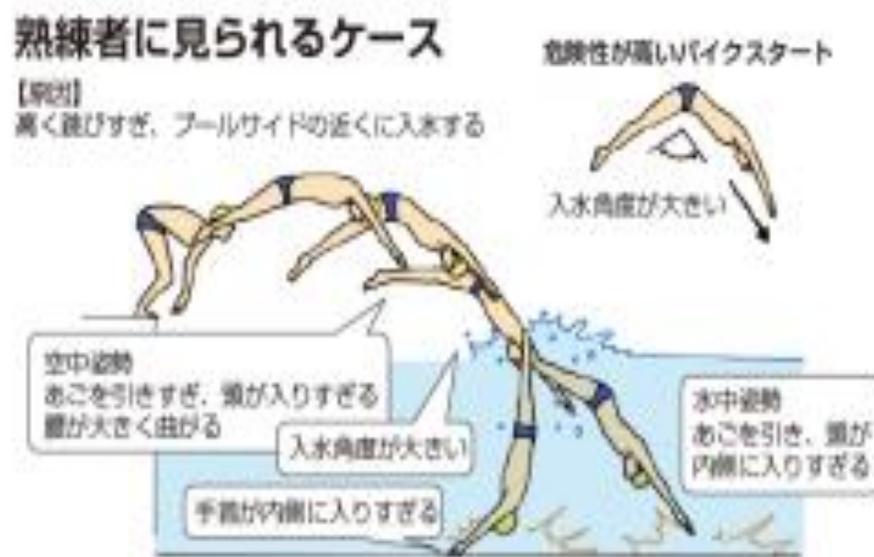
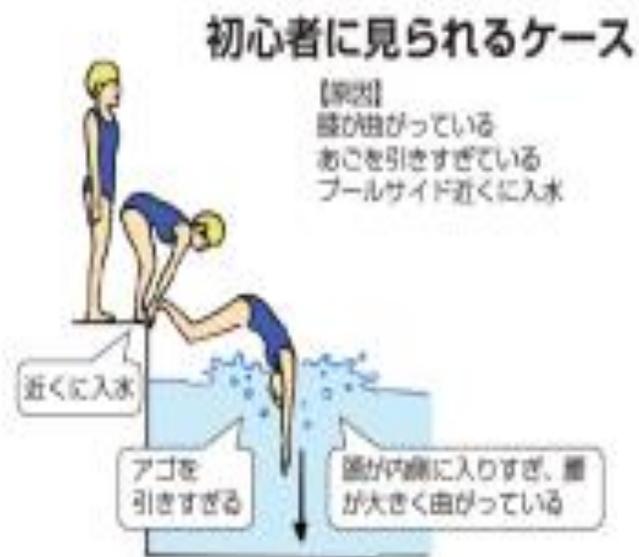
なお、高等学校学習指導要領において「入学年次の次の年次以降は、安全を十分に確保した上で、
学校や生徒の実態に応じて段階的な指導を行うことができること」としていることから、高等学校
の入学年次の次年以降及び水泳部の活動で飛び込みによるスタートを行う際は、飛び込みによるス
タートが安全に行えるプールであること、安全に指導できる教師又は外部指導者が立ち会い、直接
指導すること、生徒の体力や技能の程度を踏まえた段階的な指導を行うことと
いった、適切な安全対策を確実に講じること。その際、適宜、公益財団法人日本
水泳連盟が策定した「スタートの段階指導」および「プール水深とスタート台の
高さに関するガイドライン」（https://swim.or.jp/assets/files/pdf/pages/about/index/g_02_2.pdf）も参考に、安全な指導を行
うこと。



(別紙)1枚目

【参考：危険なスタート】

動画「スタートの段階指導」



「学校体育実技指導資料 第4集 水泳の指導の手引き (三訂版)」

(平成26年3月文部科学省) 抜粋



(別紙)2枚目

【令和5年度の災害共済給付の重大事故の例】

学校種	授業・部活動の別	事故の状況
高	体育的部活動	水泳部の朝練習に参加した後、更衣室で着替えを済ませて退出する際に、足元を滑らせて転倒した。その時、とっさに右手首を床についた。痛みはあったが腫れがひどいわけではなかった <u>ので、湿布や塗り薬でケアをしていた。数か月様子を見ていたが痛みが引かなかったので受診したところ骨折と判明した。</u>

【令和4年度の災害共済給付の重大事故の例】

高	学校行事	水泳大会中、 <u>ウォーミングアップ</u> の際に、水深1m10cmのサブプールに鋭角に飛び込み、 <u>プールの底に頭を打ち、頭を痛めた。</u>
---	------	--



(2) プールに浮かべて使用する浮島は、学習指導要領においては使用を想定していないが、浮島の下に児童生徒が覆われると、大きい浮島に吸引されて水面に上がれなくなる可能性があるため、浮島を使用する場合は、「消費者安全法第23条第1項の規定に基づく事故等原因調査報告書（水上設置遊具による溺水事故）」 (https://www.caa.go.jp/policies/council/csic/report/report_018/assets/report_018_200619_0002.pdf) を参考に、監視等の十分な注意を払うとともに、児童生徒の安全を確保できない場合は、浮島の使用は控えること。

(3) 監視体制が十分でなかったことを要因として児童が死亡した事例、一定の技能を身に付けている児童生徒がスタート時の重大事故に遭った事例、入水の際、無理な息こらえや必要以上に深呼吸を繰り返し行わせたことなどによる重大事故事例も報告されているので十分注意すること。

特に小学校低学年においては、水に十分に慣れていない児童もいることから、安全な水遊びの授業が行われるよう、十分な監視及び指導体制の確保と緊急時への備えが行われるようにすること。



2. 児童生徒の水難事故が特に学校の夏季休業に入った直後に多発する傾向にあるので、学校においては、体の調子を確認してから泳ぐ、プールなどの水泳場での注意事項を守って泳ぐなどといった水泳の事故防止に関する心得を十分指導し、PTAなどを通じて家庭にも指導の趣旨を周知するよう配慮すること。その際、以下の資料等も参考とすること。

① e-learning コンテンツ「守ろう！いのち 学び合おう！水辺の安全」

(公益財団法人日本ライフセービング協会)

<https://elearning.jla-lifesaving.or.jp/>

② 「水辺の安全ガイド」

(公益財団法人B&G財団「水辺の安全学習アプリ」)

<https://mizube-anzen.jp/>



3. 児童生徒が個人やグループで水泳や水遊びに出かけるときには、必ず保護者や水泳の熟練者と同行するよう指導するとともに、事前に行き先、帰宅の予定日時、同行者等を家庭に知らせること。
4. 児童生徒の発達段階に応じて、海水浴・水泳等に関する事故の危険を予見し、自ら回避できるよう学校、家庭、地域において適切に指導するなど安全指導の充実に努めること。



水泳の飛び込み事故の防止について

① 飛び込みによるスタート時の重大事故

飛び込みによるスタート時に、深く入水し、水底に頭部を打ちつける重大事故が起きています。



【重大事故の例】

学校種	事故の状況
中学校	水泳部の活動で、飛び込み台から飛び込み練習を行い、水底で前頭部を打った。顧問がプールサイドから引き上げた際、生徒が、しびれがあり下半身の感覚がない、声を出すのも難しい等の訴えがあった。
中学校	水泳部の活動で、飛び込みの練習をしていたところ、飛び込んで着水するまでの意識はあったが、その後、気づいたら水の中だった。プールの中で意識は戻ったが、体を動かすことができないことに気づいた。
中学校	水泳部の活動で、スタート台からの飛び込み練習の際、プールの底で頭部を強打し、意識はあるが感覚を失った状態で浮いてきた。

② 適切な安全対策



高等学校の入学年次の次年以降及び水泳部の活動で飛び込みによるスタートを行う際は、飛び込みによるスタートが安全に行えるプールであること、安全に指導できる教師又は外部指導者が立ち会い、直接指導すること、生徒の体力や技能の程度を踏まえた段階的な指導を行うことといった、適切な安全対策を確実に講じることが必要です。

③ 正しいスタート技術の習得

飛び込み事故の防止には、正しいスタート技術の習得とその教育が重要です。公益財団法人日本水泳連盟が策定した「スタートの段階指導」および「プール水深とスタートの高さに関するガイドライン」も参考にして、安全な指導をお願いします。

※「スタートの段階指導」および「プール水深とスタートの高さに関するガイドライン」 (https://swim.or.jp/assets/files/pdf/pages/about/index/g_02_2.pdf)



動画「スタートの段階指導」

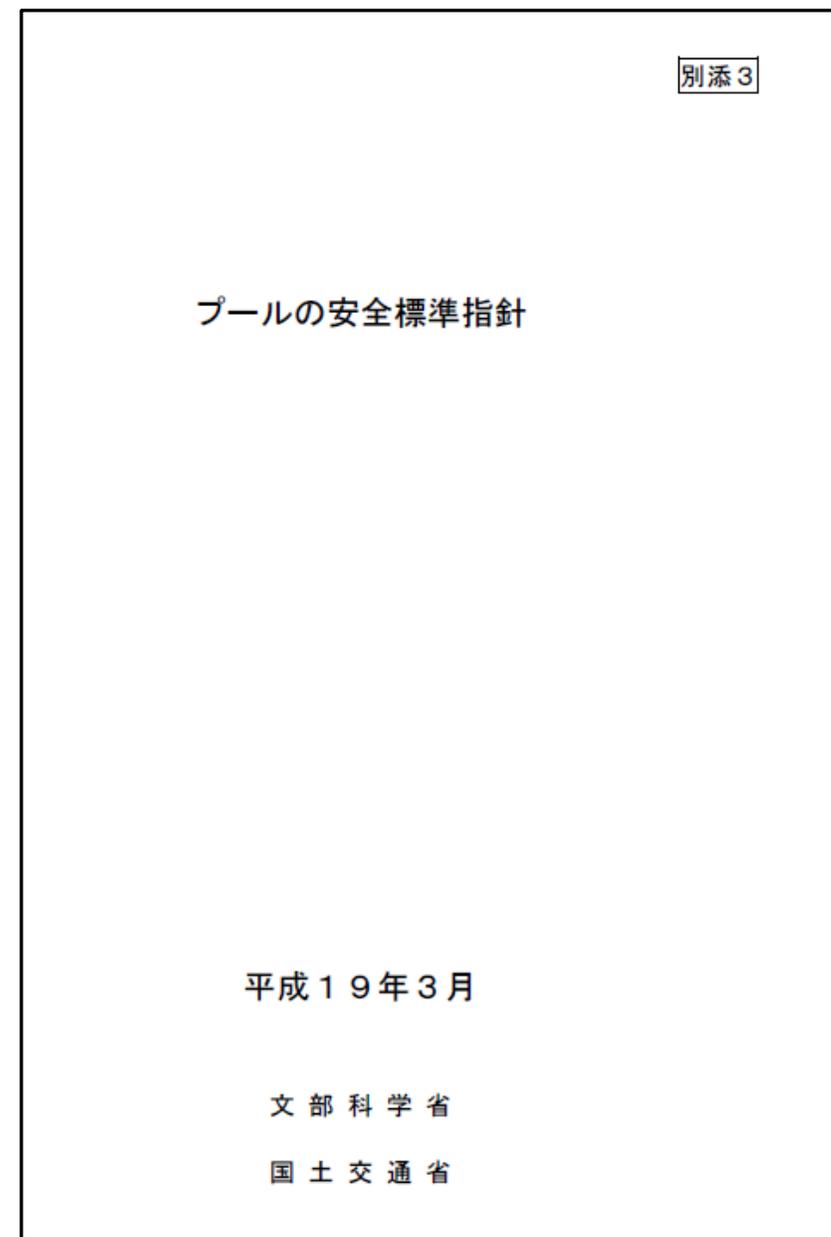


お問い合わせ：
スポーツ庁健康スポーツ課
03-5253-4111（内線：2998）



別添3 「プールの安全標準指針」

- ・学校施設の職員全員に共通理解を図る
- ・プールの安全衛生管理に努める



第1章 指針の位置づけ及び適用範囲

1-1 本指針の位置づけ

プールは、利用者が遊泳等を楽しみながら、心身の健康の増進を期待して利用する施設であり、そのようなプールが安全であることは、利用者にとって当然の前提となっている。

プールの安全確保はその設置管理者の責任で行われるものであるが、本指針は、プールの排(環)水口に関する安全確保の不備による事故をはじめとしたプール事故を防止するため、プールの施設面、管理・運営面で配慮すべき基本的事項等について関係する省庁が統一的に示したものであり、より一層のプールの安全確保が図られるよう、プールの設置管理者に対して国の技術的助言として適切な管理運営等を求めていくものである。



第2章 プールの安全利用のための施設基準

2-1 プール全体

プールは、利用者が安全かつ快適に利用できる施設でなければならないため、救命具の設置や、プールサイド等での事故防止対策を行うことが必要である。

施設の設置目的や規模、利用の実態等を踏まえ必要に応じ、監視室、救護室、医務室、放送設備、看板・標識類等を備えておくことが望ましい。



第3章 事故を未然に防ぐ安全管理

3-1 安全管理上の重要事項

プールの安全を確保するためには、施設面での安全確保とともに、管理・運営面での点検・監視及び管理体制についても、徹底した安全対策が必要である。

管理・運営面においては、管理体制の整備、プール使用期間前後の点検、日常の点検及び監視、緊急時への対応、監視員等の教育・訓練、及び利用者への情報提供が必要である。



3-3 プール使用期間前後の点検

プールの使用期間前には、清掃を行うとともに、点検チェックシートを用いて施設の点検・整備を確実に行うことが必要である。

特に排(環)水口については、水を抜いた状態で、蓋等が正常な位置に堅固に固定されていること、それらを固定しているネジ、ボルト等に腐食、変形、欠落、ゆるみ等がないこと、配管の取り付け口に吸い込み防止金具等が取り付けられていること等を確認し、異常が発見された場合は直ちに設置管理者に報告するとともに、プール使用期間前に修理を施すことが必要である。

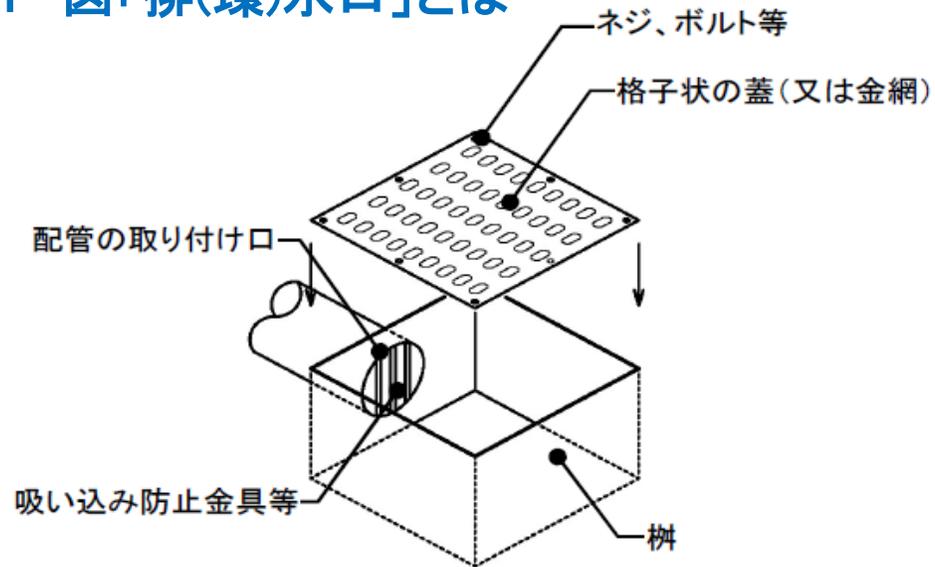
また、使用期間終了後にも、排(環)水口の蓋等やそれらを固定しているネジ、ボルト等に異常がないことを確認して、次の使用に備えることが望ましい。

なお、通年使用するプールについては、1年に1回以上の全換水を行い、水を抜いた状態で施設の点検を確実に行うことが必要である。

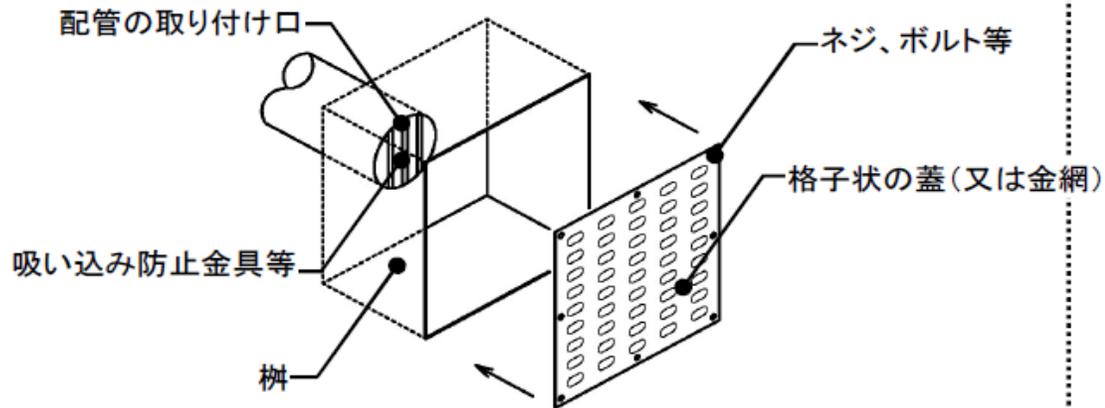
点検チェックシートは、3年以上保管することが必要である。



P1 図「排(環)水口」とは



プールの底に取り付けられている例



プールの壁に取り付けられている例

**排水口のネジやボルトの
ゆるみの確認
(水を抜いた状態・
水を張った状態)**

**吐水口がむき出しになって
ないか**



[参考-5 使用期間前の点検チェックシートの一例]

出典)「プールの安全管理指針」埼玉県をもとに作成

プール施設設備の使用期間前点検表 (例)

施設名	プール名	
点検者	点検日	年 月 日 ~ 年 月 日
点検項目	点 検 内 容	点検結果
施設全体	プール全体の施設設備の点検は行ったか	適・否
	プール本体、付属設備等はよく清掃されているか	適・否
プール本体	給排水及び清掃が容易な構造か	適・否
	床洗浄水等の汚水が周囲から流入しない構造か	適・否
	適当数の水深表示があるか	適・否
プールサイド	滑り止めの構造となっているか	適・否
	利用者に危害を及ぼす異物等がないか	適・否
給水設備	プール水給水管から飲料水系への逆流防止構造となっているか	適・否
	補給水量等を把握するための専用の量水器等が設置されているか	適・否
排(環)水口	蓋等や、吸い込み防止金具等はボルト、ネジ等で堅固に固定されているか	適・否
	蓋等や、吸い込み防止金具等及びそれらを固定しているボルト、ネジ等は腐食、変形及び欠落がないか	適・否
消毒設備	薬剤の種類:	薬剤タンクの容量: 0
	薬剤連続注入装置は良好に作動するか	適・否
	薬剤の保管場所は適当か	適・否
	薬剤の保管状況は良好か	適・否
浄化設備	浄化設備はよく清掃されているか	適・否
オーバーフロー水	再利用の場合、排水・床洗浄水等の汚水が混入しない構造か	適・否
区画区分	多様な利用形態に応じた区画区分がなされているか	適・否
更衣室	男女別に区別されているか	適・否
	双方及び外部から見通せない構造か	適・否
	利用者の衣類を安全に保管できる設備が整備されているか	適・否
洗浄設備	シャワー、洗面設備、洗眼設備等は良好に整備されているか	適・否
便所	男女別に、十分な数があるか	適・否
	よく清掃されているか	適・否
	専用の手洗い設備があるか	適・否
換気設備	効果的な換気が行える換気設備があるか	適・否
	故障又は破損のものはないか	適・否
照明設備	水面及びプールサイド等で十分な照度を有するか	適・否
	故障又は破損のものはないか	適・否

[参考-6 日常の点検チェックシート・管理日誌の一例 (管理日誌と点検チェックシートを一体化した例)]

出典)「プールの安全管理指針」埼玉県

プール管理日誌 (例)

責任者	作成者	年 月 日 曜 天 候																	
		AM	7	8	9	10	11	12 PM	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	
使用時間 ←→																			
点検時間 —																			
入場者人員																			
気温 (室温)																			
水温																			
遊離塩素濃度測定値																			
安全点検(記名)																			
堅固に固定																			
腐食欠落等																			
目視触診打診																			
監視員																			
救護員																			
救急救護用具																			
*上段の安全点検欄は記入した者の氏名を記入、項目欄は○×等のチェック記号や点検者名など、記入方法を決めて記入。																			
摘要 (施設設備の状況、特記事項等)																			



3-7 利用者への情報提供

プールを安全に管理するためには、利用者への適切な注意や警告を行うことも有効であり、排(環)水口的位置等危険箇所の表示、プール利用に際しての注意・禁止事項、毎日の点検結果等を、利用者の見やすい場所に見やすい大きさを掲示することが望ましい。



学校における体育活動中の事故防止について(報告書)

平成24年7月体育活動中の事故防止に関する調査研究協力者会議

- ・自身の人為的要因
- ・他人からの他為的要因
- ・運動やスポーツの特性による要因
- ・体力・技能や発達の段階による要因
- ・活動計画や安全対策による要因
- ・施設・設備・用具等の要因
- ・自然現象や自然環境等の要因
- ・複合的な要因



2. 12 小学校体育授業中のゴールポスト転倒事故【事故⑫】

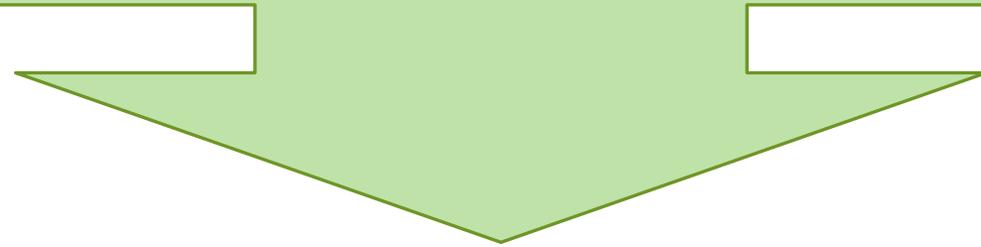
基礎情報			
事故発生時期	平成 29 年 1 月	被害児童及び事故種別・ 被害程度	小学 4 年生男子 1 名 背部強打、死亡
訴訟の有無	あり(係属中)	報告書作成までの期間	2 年 2 か月
事故の概要			
活動種別	体育授業中(サッカー)		
事故発生の概要	<p>平成 29 年 1 月、体育の授業(サッカー)中、キーパーをしていた児童が味方がゴールを決めたことを喜び、自陣の<u>ゴールネットのロープにぶら下がったところゴールが揺れ、児童は落下し、さらに倒れてきたポストの下敷きになった。</u>担任と数名の児童が駆け寄りゴールポストを持ち上げ児童を移動させたが、児童は倒れたまま、唇から出血した状態であった。児童は病院に搬送され、その後、<u>大学の高度救命救急センターへ移送されたが、死亡が確認された。</u></p>		



事故の要因		
S (Software)	学校事故を防止するための研修や安全教育、マニュアルや規則、指導計画	<ul style="list-style-type: none"> ●教育指導計画の中に、安全教育に関する危機管理緊急対応のマニュアルや施設の安全点検マニュアルが無く、事故予防研修はされていなかった。 ●日常的な安全点検マニュアルが明示されておらず、ゴールの固定状態が十分かどうかについて、<u>使用前の確認や点検をすることなく体育の授業を実施していた。</u>
H (Hardware)	授業や部活で使用する施設や器具	<ul style="list-style-type: none"> ●ゴールは杭、ロープ等で固定されていなかった。
L ₁ (Liveware ₁)	当該事故で被害児童生徒を直接指導していた教員やスタッフ	<ul style="list-style-type: none"> ●天候の影響により、単元途中から他の単元へ変更した。 ●ゴールが固定されていることを確認をすることなく、体育の授業(サッカー)を実施していた。 ●<u>サッカー指導中でコート内にいたため、当該児童が倒れてきたポストの下敷きになった状況を直接確認していない。</u> ●<u>養護教諭は携帯電話を持たずに、事故現場に向かった後、事故の具体的な様相を聞くことなく担架とAEDの要請するため職員室に戻っている。また、現場から消防署と連携することなく、保健室へ搬送している。事故発生時の緊急対応マニュアルについて、周知徹底されていなかった。</u>



- 事故事例を事故防止に生かす
- 情報を共有し、組織的に対応する



全職員で取り組む

最悪を想定して最善を尽くす



各現場において
伝達・共通理解を
お願いいたします



アンケートの提出をお願いします。

(2種類ありますので、ご注意ください)

①「視聴確認アンケート」

→受講(視聴)後すぐに

(～5月31日まで)

②「受講者アンケート」

→8月19日(月)～8月29日(木)

